

日行連発第 172 号
令和 5 年 5 月 8 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

総務省発出「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を
行うことについて」通知完了のご連絡について

平素は本会の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

先般、「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて
(周知)」(日行連発第 1773 号・令和 5 年 3 月 15 日付)においてご案内しましたとおり、
本会から総務省へ要望しておりました全ての関係機関へ、総務省自治行政局行政課長よ
り、標記通知が発出されましたのでご報告申し上げます。

つきましては、各単位会において下記関係機関へも積極的に働きかけていただけますよ
う、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 追加で通知が発出された金融機関中央会

- ・(一社) 全国信用金庫協会 (令和 5 年 3 月 27 日)
- ・(一社) 全国信用組合中央協会 (令和 5 年 3 月 27 日)
- ・農林中央金庫 (令和 5 年 4 月 13 日)

なお、(一社) 全国地方銀行協会宛てについては、(一社) 全国銀行協会から、同協会の会
員行にも周知済みです。

以上

別添：行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて (通知)
(令和 5 年 3 月 27 日付・総行行第 103 号／令和 5 年 4 月 13 日付・総行行第 158 号
総務省自治行政局行政課長通知文)